

●農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条による許可を受けるためには、申請人である譲受人（借人）は次の要件を全て満たす必要があります。

① 全て効率利用要件

申請農地を含め、所有者及び借受けしている農地の全てを効率的に耕作すること。

② 農作業常時従事要件

譲受人（借人）又はその世帯員等が農作業に常時従事すること。

※ 農業法人の場合は、農地法に定める一定の要件を満たすことが必要です。

また、新規参入となる一般法人については、一定の要件を満たせば貸借に限り許可できる場合があります。

詳しくは農業委員会へお問い合わせください。

< 下限面積の廃止 >

これまで許可を受けるための要件の一つに、許可後の耕作面積が下限面積以上になることが要件にあり、当市では下限面積を50aに設定していました。

この度、農地法の一部が改正され農地の権利取得にあたっての下限面積要件が廃止され、令和5年4月1日に施行されています。それに伴い、当市で設定している下限面積50aも廃止しています。

変更前の下限面積 (令和5年3月31日まで)		変更前の下限面積 (令和5年4月1日から)
50a		廃止